

令和7年度警察庁行政事業レビュー行動計画

令和7年5月23日

警察 庁

1 基本的な考え方

警察庁は、対象となる事業の進捗や効果について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下、「EBPM」という。）の手法等を用いて、成果目標に照らした点検を行い事業の改善、見直しにつなげるものとする。また、予算の最終的な支出先や費目・使途を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させるものとする。そして、これらの取組を通じて、無駄のない、質の高い行政を実現するとともに、行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすものとする。

2 実施体制

警察庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、警察庁行政事業レビュー推進チーム（別添参照。以下「チーム」という。）及び警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）において実施する。

3 実施方法

(1) 令和6年度事業

ア 事業の単位

事務的経費、人件費等を除いた令和6年度に実施した全ての事業を対象とし、対象となる事業の単位の整理に当たっては、事業内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう留意する。

イ 事業担当課等によるレビューシートの作成及び事業の点検

- 事業を担当する内部部局の各課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）又は附属機関の各部課（以下「事業担当課等」という。）は、1の考え方に基づき内閣官房行政改革推進本部事務局が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成するものとし、その作成に当たっては、予算編成過程での活用を前提とするとともに、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮する。
- 事業担当課等は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。
- チームのチーム員（以下「チーム員」という。）は、随時、所属する内部部局の局部又は附属機関の事業担当課等に対して、EBPM担当部局との連携の下、レビューシートの適切な入力及び点検について必要な指導を行う。ただし、事

業担当課等のうち長官官房内の各課に対する指導については、会計課長がこれを行う。

ウ チームによる点検（サマーレビュー）

- チームは、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、E B P Mの手法等を活用して事業担当課の指導を行い、事業の必要性、効率性、有効性の観点から、全てのレビューシートについて点検を実施するとともに、その改善を図る。
- チーム員は、チームでの点検に先立ち、所属する内部部局の局部又は附属機関の事業担当課等が実施する事業に係る第一次的な点検を行う。ただし、事業担当課等のうち長官官房内各課が実施する事業に係る第一次的な点検については、会計課長がこれを行う。
- 事業担当課等は、チームによる点検の結果を令和8年度予算概算要求等に的確に反映し、その反映状況等について、レビューシートに入力する。

エ 外部有識者による点検及び公開プロセスの実施

(ア) 外部有識者による点検

- チームの統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、次のいずれかに該当する事業を、会議を構成する外部有識者（以下「外部有識者」という。）の点検を受けるべき事業（以下「外部有識者点検対象事業」という。）として選定し、外部有識者の点検を求める。
 - ・ 令和6年度に新規に開始したもの（令和6年度の補正予算に計上され、又は予備費の使用決定がなされたものを含む。）
 - ・ 令和7年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの
 - ・ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの
 - ・ 令和8年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの
 - ・ その他特に外部有識者の点検を求める必要があるものなお、令和6年度に新規に開始したもののうち、令和6年度の補正予算に計上等がなされ、何らかの事由により令和7年度に事業に着手したものについては、外部有識者の点検を令和8年度に実施してもよいものとする。
- 統括責任者は、外部有識者点検対象事業を選定するに当たっては、事前に関係するチームの意見を聴くとともに、選定の考え方について外部有識者の理解を得てこれを行う。
- 統括責任者は、外部有識者の点検に当たっては、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、

効率的な実施に努める。

- 統括責任者は、外部有識者による点検に先立ち、外部有識者に対して、外部有識者に期待される役割が、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」といった観点から点検を行い、事業の改善すべき点や検討すべき課題について積極的に指摘・提案することにあることを周知する。
 - 会計課長は、外部有識者から点検結果の聴取を行った上で、当該点検結果をレビューシートに入力するとともに、外部有識者による点検の結果及び議事録を、速やかに警察庁ホームページにおいて公表する。
 - 事業担当課等は、外部有識者の指摘・提案を踏まえて行った検証・改善の内容について、レビューシートに入力する。
- (イ) 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施
- 統括責任者は、外部有識者による点検の対象事業のうち、次のいずれかに該当するもののほか、内閣官房行政改革推進本部事務局が公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定する。ただし、公開の場での議論に適さない事業及び1億円未満の事業については、原則として対象としないものとする。
 - ・ アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの
 - ・ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
 - ・ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
 - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
 - ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
 - ・ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの
 - 統括責任者は、公開プロセス対象事業を選定するに当たっては、公開プロセスにおいて点検を行う者（以下「公開プロセス外部有識者」という。）に公開プロセス候補事業を示し、選定の考え方について公開プロセス外部有識者の理解を得てこれを行う。
 - 統括責任者は、公開プロセス外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示するとともに、公開プロセス外部有識者の意見を踏まえて必要な修正を加えた上で、最終的な取りまとめコメントを公表する。

- 会計課長及び事業担当課等は、(ア)に準じて、レビューシートの入力並びに結果及び議事録を警察庁ホームページにおいて速やかに公表する。

(ウ) 外部有識者による講評

- 公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、令和8年度予算概算要求提出前を目途に、警察庁におけるレビューの取組全般について、公開プロセス外部有識者が国家公安委員会委員長に対して講評を行う機会を設ける。

(2) 令和7年度新規事業及び令和8年度新規要求事業

令和7年度から開始した事業（以下「令和7年度新規事業」という。）及び令和8年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「令和8年度新規要求事業」という。）についても、(1)ア、イ及びウに準じて、事業担当課等によるレビューシートの作成及びチームによる点検を実施する。

4 令和7年度中のスケジュール（予定）

4月下旬から6月まで	事業担当課等における実態把握及び自己点検
6月中	必要に応じ公開プロセスの実施
7月中旬から同月下旬まで	外部有識者による点検
8月中	チームによる点検
令和8年度予算概算要求提出期限の翌日まで	レビュー結果の令和8年度概算要求への反映状況及びレビューシート（令和6年度事業、令和7年度新規事業及び令和8年度新規要求事業）の行政事業レビュー見える化サイト上での公表

5 優良改善事業の選定等

チームは、積極的な事業改善の取組を行うよう、事業担当課等に対して働き掛けるとともに、事業担当課等による事業改善の取組を把握し、良い取組については、優良事業改善事例への選定や表彰等により、庁内に普及させていく。

また、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等を警察庁ホームページにおいて公表する。

6 実効性向上のための施策

(1) 人事評価への反映

レビューは、政策評価と連携して取り組むとともに、優良改善事業や表彰の取組をはじめ、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った職員については、人事評価において適切に評価する。

(2) 職員の資質向上等

レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行う。

警察庁行政事業レビュー推進チーム設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 任務

チームは、行政事業レビューに係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) チームは、統括責任者、副統括責任者及びチーム員をもって構成する。
- (2) 統括責任者、副統括責任者及びチーム員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

統括責任者 官房長

副統括責任者 政策立案総括審議官

長官官房参事官（総合調整・刑事手続のIT化・統計総括担当）

企画課長

会計課長

チーム員 技術企画課長

生活安全企画課長

刑事企画課長

組織犯罪対策第一課長

交通企画課長

警備企画課長

外事課長

警備第一課長

サイバー企画課長

警察大学校教務部長

科学警察研究所総務部長

皇宮警察本部副本部長

- (3) 統括責任者は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者に対し、チームへの出席を求めることができる。
- (4) チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。
- (5) チームの庶務は、会計課において処理する。